

四半期決算に係る適時開示の見直し及び I F R S 任意適用を踏まえた上場制度整備について（案）

平成 22 年 5 月 18 日  
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社では、上場会社の四半期決算に係る適時開示について、画一的な開示を求める枠組みを最小限にとどめ、上場会社が自らの判断に基づき、投資者ニーズに応じた的確なディスクロージャーを行うことができるよう、最低限の要件として所定の様式を定めることとする。</li> <li>・ また、平成 22 年 3 月期決算から国際会計基準（以下「 I F R S」という。）の任意適用が認められることに対応し、 I F R S を任意適用する上場会社及び新規上場申請者に係る上場制度を整備することとする。</li> <li>・ さらには、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主による権限濫用を防止する観点から、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きを実施することを求めるなど、所要の整備を行うこととする。</li> </ul>	
II 改正概要 1 四半期決算等に係る適時開示の見直し (1) 四半期決算に係る開示様式の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当社所定の様式により開示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のサマリー情報に相当するものを、所定の様式として定めるとともに、主要な財務諸表等の添付を要請する。その他の添付資料等</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化</p> <p>(3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとする。</li> <li>上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し、第三者にこれを提供した場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めるものとする。</li> </ul>	<p>については、投資者ニーズに応じた対応を促すこととする（別紙参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通期決算の内容が定まった場合の開示についても、同様とする。</li> <li>公認会計士等による法定開示書類の監査又はレビューの状況を所定の様式上に記載することを求めることとする。</li> <li>四半期決算情報について従前行っていた早期開示目標（30日以内）は取りやめることとするが、上場会社内部における重要情報の滞留を速やかに解消する観点から、より早期の決算情報の開示が望ましいとする要請は継続する。</li> <li>従来、内容の軽重に関らず直ちに訂正の開示が必要としてきた取扱いを見直し、適時開示実務の合理化を図る。</li> <li>補足説明資料とは、上場会社が開催する決算説明会等において配布した資料を指すこととする。</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
<p>(3) 上場廃止基準等における取扱い</p> <p>3 コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、IFRSと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとする。</li> <li>・ 任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとする。</li> <li>・ 上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとする。</li> <li>・ 上場会社が支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IFRSにおける「包括利益」は業績予想の対象とはしない。よって、その修正については、開示の対象から除外することとする。</li> <li>・ IFRSと日本基準の差異が資本合計に影響を与える要因のうち、主要な項目による影響額を除外するなどの取扱いを想定するもの。</li> <li>・ IFRSには日本基準における経常利益に相当する科目が存在しないことに対応するもの。</li> <li>・ 重要な取引等とは、事業の譲渡や株式交換など上場会社が適時開示を行う必要がある事項とする。</li> <li>・ 入手した意見の内容のほか、対価の公正性担保措置及び利益相反回避措置に関する事項等について、適時開示の内容に含めるものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し</p> <p>(2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し</p> <p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるものとする。</li> <li>・ 上場会社が連結財務諸表作成会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値（連結売上高等）を用いることとする。</li> <li>・ インサイダー取引規制上の重要事実該当する会社情報については、適時開示が必要であることを明確化する。</li> <li>・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当社の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者異動時に限ることとする。</li> <li>・ 従来、宣誓書に添付していた適時開示体制概要書の内容については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において記載することとする。</li> <li>・ その他、所要の改正を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、単体ベースで定められていた適時開示に係る軽微基準について、投資評価や企業経営が連結ベースで行われている市場実態等を踏まえ、連結ベースに改めることとする。</li> <li>・ 企業行動規範など、上場会社の遵守事項に係る規定が適時開示以外にも増加してきたことを踏まえ、内容を整理する。</li> <li>・ 確認書は、公衆縦覧に供さないものとする。</li> <li>・ R E I TやE T F等に関する適時開示に係る宣誓書も同様の取扱いとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
Ⅲ 実施日（予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年 6 月末を目途に実施する。</li> <li>・ 四半期決算に係る改正は平成 22 年 6 月 30 日以後最初に終了する四半期決算に係る適時開示から，通期決算に係る改正は平成 23 年 3 月 1 日以後最初に終了する通期決算に係る適時開示から適用することとする。</li> <li>・ 任意適用会社の I F R S によって作成した連結財務諸表による新規上場申請は，平成 22 年 3 月期を直前事業年度とするものから認めることとする。</li> </ul>	

以 上

別紙 四半期決算に係る適時開示の見直し（参考資料）

四半期決算短信	サマリー情報	<p><b>【規則上に最低限の要件として明確化する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ サマリー情報（経営成績，財政状態，配当・業績予想の状況）</li> </ul>
	添付資料	<p><b>【全ての上場会社に添付を要請する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 四半期連結貸借対照表，四半期連結損益計算書（四半期累計期間）（※要約で可）</li> <li>◆ 継続企業的前提に関する注記（※該当がある場合のみ）</li> <li>◆ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（※該当がある場合のみ）</li> </ul> <p><b>【投資者ニーズに応じた開示例として掲げる事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 連結経営成績，連結財政状態，業績予想の状況に関する定性的情報（累計期間・会計期間を問わず，投資者の投資判断に有用な説明）</li> <li>◇ 四半期連結損益計算書（四半期会計期間）</li> <li>◇ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書</li> <li>◇ セグメント情報</li> <li>◇ その他の注記事項，投資者の投資判断上重要な個別情報 等</li> </ul>
四半期決算短信以外の項目	<p><b>【投資者ニーズに応じた対応例として掲げる事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 決算説明会の開催など，投資者への的確な説明機会の確保</li> <li>◇ 四半期決算短信や補足説明資料の英訳資料の提供 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上場会社が自らの責任で開示の有無を判断し，四半期決算短信の添付資料として開示するもの。</li> <li>○ 当社は，上場会社に対し，投資者ニーズに応じた対応を積極的に行うことを要請する。</li> </ul>